5　申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

6　3及び5に規定するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野におけるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この7の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8　この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百十九条3から5までの規定に従って任命する。この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、両締約国が異なる期間に合意する場合を除くほか、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第百二十四条　費用

各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十四章　最終規定

第百二十五条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百二十六条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百二十七条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2　1の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a)　附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、一方の締約国が附属書一に従って他方の締約国の原産品に適用する関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b)　附属書二

(c)　附属書三の付録

第百二十八条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百二十九条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十二月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
中曽根弘文

ベトナム社会主義共和国のために
ヴー・フイ・ホアン

附属書一　第十六条に関する表

第一部　一般的注釈

1　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

2　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　最初の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の引下げは、毎年四月一日に行う。

3　この附属書の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第二部

第一節　日本国の表についての注釈

1　第十六条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)　表の4欄に「C」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から基準税率を適用する。